

平成27年(ネ)第1268号 損害賠償請求控訴事件

控訴人(原審本訴被告) 吉田益夫

被控訴人(原審本訴原告) 豊田泰史

## 控訴答弁書

平成27年 8月24日

大阪高等裁判所第7民事部S2係 御中

〒640-8154

和歌山市六番丁24番地ニッセイ和歌山ビル11階

あすか総合法律事務所(送達場所)

電話 073-433-3980

FAX 073-433-3981

上記被控訴人代理人 弁護士 太田達也



同 弁護士 重藤雅之



### 第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 控訴人の控訴を棄却する。
- 2 訴訟費用は第1審、第2審を通じて控訴人の負担とする。  
との判決を求める。

### 第2 控訴理由に対する答弁

控訴人(原審本訴被告)の主張のうち、被控訴人(原審本訴原告)の原審における主張及び控訴理由書における主張に反する事実については全て否認し、以下、「第2 第一审被告の主張」について補足の主張及び反論を行う。

- 1 第1項(「争点1~」)の(1)について

(1) 控訴人の主張は、原審における主張と変わることろがなく、自らは和ネット掲示板等における名誉・信用毀損、業務妨害等に該当する表現について「第三

者」であるという責任放棄の主張を行い、また本件の発端となった懲戒請求について、すでに和歌山弁護士会及び日本弁護士連合会が「理由なし」と判断しているにも拘わらず、自らの行為は正当であったと繰り返すもので、このような主張に理由がないことは明らかである。

(2) 控訴人は、原審が「本件スレッドを削除するとIPアドレス等が消失するのであれば、削除する前にIPアドレス等を別途保管しておけばいいのだから」と判断したことについて、これが「義務なきことを強制しており、刑法223条に抵触しかねない」などと述べる。

しかしながら、仮処分命令が命じたのは、あくまでも違法記事の公開の禁止であって、元データの削除などではない。原審は、元データの削除を命じるものではないことを前提に、仮に和ネット掲示板のシステム上、それが元データの削除につながってしまうのであれば、控訴人自身が削除前にIPアドレス等を別途保管しておけば良かったことを指摘したものである。

したがって、控訴人の主張は仮処分命令の内容を取り違えた上の主張と言わざるを得ない。

(3) 控訴人は、被控訴人からの通知書を公開したことにより、投稿者が自ら投稿記事を削除したことについて、「検査権侵害（証拠隠滅）」の可能性があるなどと述べるが、違法記事の投稿者が自主的に投稿記事を削除することに違法性がないことは明らかで、その主張自体失当である。

ちなみに、和ネット掲示板の投稿記事については、投稿者自身がパスワードを設定して自ら削除・編集することができるものの、管理人である控訴人以外の第三者が削除できないことは控訴人自身が述べてきたところである。

そして、違法記事の公開を停止しても、管理人である控訴人は容易にその元データを保管できたのであるから、違法記事の公開を禁止することが証拠隠滅になるわけがないことは言うまでもない。もっとも、仮に控訴人の考え方を前提とすれば、違法表現があることを被控訴人が通知書によって指摘した際、IPアドレス等の元データが失われないよう直ちに元データを保存して検査機関に協力すべきであったところ、元データを保存することなく通知書を掲示板で

公開したことによって、投稿者自らが検査権の及ぶ可能性を危惧して自ら投稿記事を削除したということになるはずである。そうすると、控訴人の行為によって元データが消失したということになるのであるから、控訴人自身が、投稿者らに証拠隠滅を呼びかけた張本人と言うべきである。

## 2 第1項（「争点1～」）の（2）について

控訴人の主張は、弁護士職務基本規定76条を理解できなかつたために行われたものとしか言いようがなく、その主張自体失当というほかない。

被控訴人には控訴人との関係で法的手続きを取る義務などないことは明らかであることはもちろん、未だ訴訟提起すらしていない段階で、「裁判手続きを遅延させたとの主張を控訴人が繰り返していることは全く理解できない。

## 3 第1項（「争点1～」）の（3）について

（1）控訴人は、「有限会社銀徳吉村公俊って何者？」というスレッド内に記載されている「暴力団でもそんなことしないでしょ？」という投稿について、「単に主張に修飾を行っているだけ」とか「表現の自由に絡む問題」であるなどと述べる。

しかしながら、原判決が述べるとおり、通常の判断能力を有する市民がこれらを見れば、同社及び同人が暴力団よりも酷い詐欺的な行為をしているとの印象を抱くことは明らかである。

控訴人がどのように考えようとも、上記表現は名誉・信用毀損の表現なのであるから、司法の判断を待つまでもなく控訴人はその投稿記事を削除する義務があったのである。

（2）また、控訴人は、「標題が名誉毀損であるが、内容的には法的請求権が無い場合は、標題だけ、削除（修正）をすべきである」などと述べる。

しかしながら、投稿者の投稿というのは、その標題についての投稿なのであるから、標題と内容は一体となっているのであって、その一体となっている投稿の一部のみを削除するというのは却って投稿者の意に反するものというべきである。

これは被控訴人が原審段階から繰り返し述べているところであるが、スレッドのタイトル自体が人の名誉・信用を侵害するような場合、そのスレッドは全体として違法性を帯びるというべきであって、原判決のように個別の投稿あるいは個別の投稿の一部のみの削除しか認めないとなれば、被害者の権利回復が格段に困難となり、被害者に泣き寝入りを強いる結果にもなりかねない。

したがって、標題だけの削除で足りるなどとする控訴人の主張が不合理であることは明らかである。

#### 4 第2項（「争点2～」）の（1）について

（1）控訴人は、被控訴人に対する懲戒請求に関するスレッドを開設したことについて、自己に有利・不利を問わず全ての資料を開示したものであるから違法性がないと主張する。

しかしながら、被控訴人に対する名誉・信用毀損及び業務妨害となるかどうかといふ問題と、控訴人にとって有利か不利かといった事情とは全く別個の問題であって、全てを開示していることを理由に違法性がないという主張は失当である。

（2）また、控訴人は、これまで本件懲戒請求に違法性はないとの主張を続けていたが、控訴審において、「第一審本訴被告の主張が、全て正しいとは思っていない」と、控訴人の懲戒請求に誤りが含まれている可能性を認識しているかのような主張をするに至った。これは、原判決が、通常の判断能力を有する市民であれば、本件懲戒請求事由が不当であることを容易に理解できたと明確に認定したことを受けのものと考えられる。

しかしながら、控訴人の認識如何に拘わらず、客観的に違法な懲戒請求であることは明らかであったのであるから、今更誤りを認めてもその違法行為の悪質性には何の影響もない。

（3）さらに、控訴人は、本件懲戒請求の事実を公開した理由について、「公益性」、「国民の目」、「公共の利害」などといった用語を羅列して、あたかも社会的な必要性があったとでも言いたいようである。

しかしながら、原判決も述べるように、本件懲戒請求自体の違法性が明らかで

ある以上、その懲戒請求の事実を公開することには何らの正当性もない。

## 5 第2項（「争点2～」）の（2）について

原判決は、控訴人が、被控訴人から違法なスレッドの削除を求めたことに対する対抗手段として、控訴人が本件懲戒請求を行いその記事を公開したことが明らかであると判断したが、至極妥当な判断である。

繰り返しになるが、被控訴人が通知した内容というのは、違法なスレッドを削除するよう求め、その請求に従わなければ法に則った手段を探る旨伝えたもので、この通知のどこを見ても違法性がないことは明らかであった。

控訴人が行った和歌山弁護士会宛の懲戒請求、日本弁護士連合会宛の不服申立てがいずれも理由なしとされたこと、さらに本件原判決の判断を見ても、被控訴人の法律事務に違法性がなかったことは、通常の判断能力を有する市民であれば容易に判断できたことなのである。

## 6 第3項（「争点3～」）について

控訴人は、懲戒請求書等の文書をすべて公開していることを理由に、「被告訴人の社会的信用を大きく損ねるとは考えられない」との主張を繰り返している。

しかしながら、このような主張自体、世間一般の常識からかけ離れた不合理な弁解としか言いようがない。

弁護士は、懲戒請求された場合、それがまったく理由のないものであったとしても、弁明書の提出を余儀なくされ、多大な労力をかけてその懲戒請求に理由のないことを説明しなければならない。

しかも、懲戒請求というものは、仮にそれが理由のないもので結果として懲戒事由に該当しないと判断されたとしても、「懲戒請求された弁護士」という事実は消えることがなく、それ自体が弁護士の信用を害するのである。特にインターネットの普及した現代社会においては、一般市民が検索サイト等で弁護士を探す場合、ある弁護士が懲戒請求されているという事実が表示されれば、その懲戒請求が正当か不当かなどといったことを検討するまでもなく、そのような弁護士に依頼することは避けようと考えるのが普通である。

このように、懲戒請求されているという事実が公になるだけで、一般市民からすれば、そのような弁護士は避けようという判断に繋がるのであって、それによる弁護士の信用低下とそれによる損害は計り知れない。そして、このようなことは通常の判断能力を有する市民であれば容易に想像できるはずである。

原判決は、控訴人の慰謝料を、本件懲戒請求につき金50万円、記事の公開につき金50万円と認定したが、上記のとおり、控訴人が受けた、そして現在も受け続けている名誉・信用毀損、業務妨害の実態からすれば、慰謝料の金額として低額すぎることはあっても高額すぎることはない。

#### 7 第4項（「争点4～」）について

差止請求に関する主張は、被控訴人が控訴理由書において述べたとおりである。

#### 8 第6項（「争点5～」）について

被控訴人による本件懲戒請求の違法性が明らかである以上、被控訴人が控訴人を告訴した行為が不法行為に該当するはずがない。

控訴人は、ここでも「公益性」「公共の利害」等の用語を用いるが、本件懲戒請求及び本件懲戒請求事実の公開を正当化する理由になどならないことは既に述べたとおりである。

#### 9 第7項（「争点6～」）について

本訴事件の訴訟提起が不法行為であるとする控訴人の主張については、あえて反論するまでもないが、被控訴人の本訴請求は、本件懲戒請求の違法性が顕著であること、控訴人が損害を被っていることなど、誰が見ても明らかな事実に基づく請求であり、控訴人の主張に理由がないことは明らかである。

#### 10 第7項（「争点7～」）について

控訴人は、自らがインターネットサイトの管理人であって違法記事の削除等を行う責任があることを自覚せず、自らを「第三者」と責任放棄の姿勢をとり続けており、このような控訴人の悪質な態度を許容すれば、新たな被害者が発生

することは確実である。

その責任放棄の結果として裁判所から記事の削除を命じられたとしても、それは当然削除すべき記事を削除せよと命じられただけのことであって、控訴人には何の損害も発生していない。

#### 11 第8項（「その他（法令違背）」）について

本項における控訴人の主張については、その趣旨が不明であるため反論しない。

### 第3 結論

上記のとおり、控訴人の控訴理由は、いずれも本件懲戒請求が正当であることを前提として主張されているが、その前提が誤りである以上、その控訴理由は失当と言うべきであり、当然のことながら、控訴人の請求が認められる余地はまったくない。

以 上